

# 公 示

制定 平成25年 9月27日 公示第42号

改正 平成28年11月25日 公示第68号

「特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」を下記のとおり  
定めたので公示する。

平成25年9月27日

東北運輸局長 長谷川 伸一

## 記

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成25年9月27日  
付け公示第40号。以下「公示」という。）を準用する。

なお、違反事項ごとの行政処分等の量定は公示別表に基づき行うものとする。

附 則（平成28年11月25日 公示第68号）

この公示は、平成28年12月1日から施行する。